

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月2日
【会社名】	中越パルプ工業株式会社
【英訳名】	Chuetsu Pulp & Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 明美
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目10番6号
【電話番号】	03(3544)1524(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 荒屋 英治
【最寄りの連絡場所】	富山県高岡市米島282番地
【電話番号】	0766(26)2404
【事務連絡者氏名】	管理部長 荒屋 英治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,230,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	17,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 上記発行数は、平成26年12月2日（火）開催の当社取締役会により決議された、第三者割当による新株式発行に係る募集株式16,892,000株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数108,000株の合計であります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本第三者割当」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり（以下「本自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
振替機関名称 株式会社証券保管振替機構  
振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当				
その他の者に対する割当	新規発行	16,892,000株	3,209,480,000	1,604,740,000
	自己株式の処分	108,000株	20,520,000	
一般募集				
計（総発行株式）		17,000,000株	3,230,000,000	1,604,740,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、1,604,740,000円であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
190	95	1,000株	平成26年12月18日（木）から平成27年5月29日（金）まで	該当事項なし	平成26年12月18日（木）から平成27年5月29日（金）まで

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期間中に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。
- 4 払込期日の末日までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなないこととなります。
- 5 本第三者割当について、平成26年12月2日現在、公正取引委員会による企業結合審査が行われております。本第三者割当の実施は、公正取引委員会より、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受領していることが条件となります。

- 6 本第三者割当に関しては、平成26年12月18日(木)から平成27年5月29日(金)までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。この期間を払込期間とした理由は、公正取引委員会による企業結合審査の期間を勘案したためであり、上記注5に記載のとおり、独占禁止法上の通知を受けるまでは割当予定先は事実上払込みを行うことができず、また、本有価証券届出書提出日時点では当該企業結合審査の終了時期が確定できないためです。独占禁止法に基づき公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知が発行された後に払い込まれることを予定しております。

### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
中越パルプ工業株式会社 経営管理本部 管理部	富山県高岡市米島282番地

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 本店	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,230,000,000	31,000,000	3,199,000,000

- (注) 1 払込金額の総額(発行価格の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、第三者割当による新株式発行及び本自己株式処分によるものであり、発行諸費用の概算額とは第三者割当による新株式発行及び本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、主に登記費用、フィナンシャルアドバイザー手数料、取引所上場関係費用等です。

### (2) 【手取金の使途】

当社及び割当予定先は業務・資本提携契約を締結し、輸入原燃料の共同調達及びチップ船の共同運航、相互技術協力支援、資材の共同調達及び製品の共同物流、成長事業分野におけるアライアンスに関して経済的条件の調整を含め、具体化へ向けて協議を行うことを合意しております。上記差引手取概算金額3,199,000,000円については平成27年12月末までに、かかる業務・資本提携契約とは別個に作成している設備投資計画に基づき10億円を川内工場(鹿児島県薩摩川内市)の3M/C競争力強化対策(抄紙設備一部更新による品質向上、効率向上、クラフト紙135T/月増産、コスト削減)に係る設備投資資金に、平成29年1月末までに、残額を高岡工場(富山県高岡市)の針葉樹系パルプ漂白設備更新に係る設備投資資金に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	王子ホールディングス株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区銀座四丁目7番5号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第90期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日） 平成26年6月27日 関東財務局長に提出 （四半期報告書） 事業年度第91期第1四半期 （自平成26年4月1日 至平成26年6月30日） 平成26年8月8日 関東財務局長に提出 事業年度第91期第2四半期 （自平成26年7月1日 至平成26年9月30日） 平成26年11月13日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は、割当予定先の普通株式500,000株を保有しております。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、当社普通株式10,539,140株（発行済株式総数の9.03%）を保有しております。また、割当予定先の連結子会社である旭洋紙パルプ㈱が、当社普通株式206,000株（発行済株式総数の0.18%）、王子コーンスターチ㈱が、当社普通株式60,060株（発行済株式総数の0.05%）を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。ただし、本業務・資本提携契約において、本第三者割当による払込みの完了を条件に、割当予定先から当社に対する取締役1名の派遣について合意しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社は、割当予定先から仕入れた紙パルプ製品等の販売を行っております。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成26年12月2日現在におけるものです。

## c. 割当予定先の選定理由

割当予定先は、紙パルプ製品等の仕入れ先に該当するなどの取引関係がありますが、これに加えて業務・資本提携契約を締結し、輸入原燃料の共同調達及びチップ船の共同運航、相互技術協力支援、資材の共同調達及び製品の共同物流、成長事業分野におけるアライアンスに関して経済的條件の調整を含め、具体化へ向けて協議を行うことを合意しております。また、割当予定先は当社の第一順位の株主であります。

当社において、割当予定先との取引関係を深耕し、生産能力の向上、コスト競争力の強化、財務基盤の強化を図るために、本第三者割当を実施することと致しました。本第三者割当は当社グループの中長期的な成長及び企業価値の向上に資すると考えております。

## d. 割り当てようとする株式の数

17,000,000株

## e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当により割り当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向であることを確認しております。

また、当社は、割当予定先との間において、割当予定先が割当株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり内諾を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当に係る払込みについて、割当予定先が関東財務局長に提出した平成27年3月期の第2四半期報告書(平成26年11月13日提出)に記載の四半期連結貸借対照表の現金及び預金の額(47,470百万円)を確認した結果、割当予定先が本第三者割当の払込みに十分な現預金を保有していることが確認できたため、本第三者割当に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所市場第一部に上場していること及び割当予定先が東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に「反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応します。」との記載内容から、割当予定先並びに割当予定先の役員及び関係会社が反社会的勢力等とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

発行価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先と交渉した結果、発行価額は、本第三者割当に係る平成26年12月2日開催の取締役会決議の直前営業日である平成26年12月1日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である190円といたしました。日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本第三者割当の発行価額を決定する際にも、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。

当該発行価額(190円)につきましては、上記取締役会決議の日の直前1ヶ月間(平成26年11月2日から平成26年12月1日まで)における当社普通株式の終値の平均値(180.53円)に対し5.25%のプレミアム、直前3ヶ月間(平成26年9月2日から平成26年12月1日まで)における当社普通株式の終値の平均値(180.18円)に対し5.45%のプレミアム、直前6ヶ月間(平成26年6月2日から平成26年12月1日まで)における当社普通株式の終値の平均値(180.91円)に対し5.02%のプレミアムを加えた金額となっております。最近の当社普通株式の株価推移を勘案した結果、当該発行価額が特に有利な発行価額には該当しないものと判断しております。また、当社は、上記発行価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

また、本第三者割当に係る取締役会に出席した監査役3名全員から、上記の算定根拠に基づく発行価額及び払込金額の決定は、当社普通株式の価値を表わす客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を得ております。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数量17,000,000株は、平成26年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数116,654,883株に対して14.57%(議決権総数116,105個に対する割合14.64%)に相当し、株式の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当により、当社の生産能力の向上、コスト競争力の強化、財務基盤の強化を実現でき、当社の企業価値を向上させることができるため、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の割 合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の割 合(%)
王子ホールディングス株式 会社	東京都中央区銀座四丁目7 - 5	10,539	9.08	27,539	20.69
日本紙パルプ商事株式 会社	東京都中央区勝どき三丁目12 - 1 フォアフロントタワー	7,106	6.12	7,106	5.34
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8 - 11	7,055	6.08	7,055	5.30
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り一丁目2 - 26	5,735	4.94	5,735	4.31
新生紙パルプ商事株式 会社	東京都千代田区神田錦町一丁目8	5,648	4.86	5,648	4.24
国際紙パルプ商事株式 会社	東京都中央区明石町6 - 24	5,341	4.60	5,341	4.01
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式 会社(信託口 4)	東京都中央区晴海一丁目8 - 11	4,047	3.49	4,047	3.04
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5 - 5	4,013	3.46	4,013	3.01
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13 - 2	4,013	3.46	4,013	3.01
三井住友海上火災保 険株式 会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9番地	2,364	2.04	2,364	1.78
計		55,861	48.11	72,861	54.74

- (注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年9月30日現在における株主名簿に基づき記載しております。
- 2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を平成26年9月30日時点の総議決権数(116,105個)に本第三者割当により増加する議決権数(17,000個)を加えた数で除して算出した割合です。
- 3 割当後には王子ホールディングス株式会社の議決権比率は20.69%程度となる見込みであり、その場合には、当社のその他の関係会社に該当し、当社の主要株主となることが見込まれますが、本第三者割当については、平成26年12月2日現在、公正取引委員会による企業結合審査が行われており、独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受領していることが割当の条件となります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第98期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月26日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第99期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月14日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第99期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月14日関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年12月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月26日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年12月2日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年12月2日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

中越パルプ工業株式会社 本店  
(東京都中央区銀座二丁目10番6号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部 【特別情報】

該当事項はありません。